

特認校制度のお知らせ

美深町では令和5年4月より特認校制度を実施しています。

この制度は自然環境に恵まれ、特色ある教育として山村留学制度を推進している、美深町立仁宇布小中学校で学びを希望される児童生徒に対し、住所変更することなく一定の条件のもと美深小・中学校からの就学を認める制度です。

1 実施校 美深町立仁宇布小学校及び仁宇布中学校 [美深町字仁宇布252番地]

2 就学条件

特認校制度は本人・保護者が特認校の内容を理解していただき、以下の就学条件について承諾いただける方。

- (1) 美深町内に居住または居住見込みであること。
- (2) 遠距離の通学となるため、心身ともに健康であり、身体的状況や体力が特認入学に耐えられる児童生徒であること。
- (3) 遠距離通学が可能であり、通学は保護者の責任において行うこと。
- (4) 保護者は、登下校時における安全確保や学校外での生活指導などへの協力のほか、地域及び学校の諸行事やPTA活動などについても十分理解し、積極的に協力すること。

3 就学時期及び期間

就学の時期は4月1日を原則とし、就学期間は1年単位とします。

夏季間または冬季間等、一定の学期に限定した短期間の転入学は行えません。

4 問合せ

(1) 問合せ期間 令和7年度入学分：令和6年11月15日（金）まで

(2) 問合せ先 就学をお考えのご家庭については、仁宇布小中学校もしくは美深町教育委員会にお問い合わせください。

問合せ先：仁宇布小中学校 2-4003 教頭：大橋英興
美深町教育委員会 2-1744 学校教育担当

5 就学決定 仁宇布小中学校への見学、面談等を経て12月末までに決定予定です。

6 その他

・仁宇布小中学校の様子や特色ある取組等について学校ホームページに掲載しておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

アドレス <https://bifuka-niupu.amebaownd.com/>

特認校制度とは

町内に小学校（中学校）が2校以上ある場合は、就学予定者が就学すべき学校を教育委員会が予め設定した区域により指定することになります。

就学校を指定する場合に、就学すべき学校について保護者の意見を聴取することができ、意見を踏まえて就学校を指定する場合を学校選択制といいます。

学校選択制の制度の一つとして「特認校制」があり、現行の通学区域は残したままで、特定の学校（本町は仁宇布小中学校）について、通学区域に関係なく就学を認める制度です。



[仁宇布小中学校外観]



[仁宇布小中学校廊下]

【美深町教育委員会 教育グループ】